

令和 7 年 11 月 13 日
林 野 庁
近畿中国森林管理局

国有林の地域別の森林計画（案）の公告・縦覧についてのお知らせ

近畿中国森林管理局では、福井県の越前森林計画区など 7 森林計画区について、令和 8 年 4 月からの 10 年間を計画期間とする「国有林の地域別の森林計画」の案を作成しました。

また、滋賀県の湖南森林計画区など 2 森林計画区について、適切な森林の整備・保全のため、林道計画等の変更を行う「国有林の地域別の森林計画」の変更計画案を作成しました。

ついては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、これらの案を公告し、縦覧に供します。

記

1 対象森林計画区

(1) 森林計画区（樹立）

越前（福井県）、北伊勢（三重県）、由良川（京都府）、北山・十津川（奈良県）、紀中（和歌山県）、高梁川下流（岡山県）、高梁川上流（広島県）

(2) 森林計画区（変更）

湖南（滋賀県）、瀬戸内（広島県）

2 縦覧期間

令和 7 年 11 月 13 日（木）から令和 7 年 12 月 12 日（金）まで

3 縦覧場所

近畿中国森林管理局ホームページ

4 計画案への意見提出

(1) 意見の提出方法及び提出先

ア 提出方法 郵送または電子メール

イ 提出先

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 75 号
近畿中国森林管理局計画課
E-mail kc_keikaku@maff.go.jp

(2) 提出締切り

令和 7 年 12 月 12 日（金）17 時までに必着とします。

(3) 意見書の記載事項

- ア 意見のある森林計画区名称
- イ 意見提出者の住所、氏名、職業
(法人等の団体は、団体名称、主たる事務所の所在地)
- ウ 意見及び理由

(4) 意見書の取扱い

提出された御意見については、計画樹立・変更時の参考とします。

また、計画の公表に併せて御意見の要旨及び処理結果を公表しますが、意見提出者の氏名等は公表しません。

5 その他

不明な点などについては、下記の担当者にお問い合わせください。



林野庁近畿中国森林管理局

担 当：計画保全部計画課 地域業務対策官
計画調整官

所在地：大阪市北区天満橋1丁目8番75

電 話： 050-3160-6733・6741